

関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki jima@yahoo.co.jp



2008年11月号

「サービス残業解消指針」の内容

◆内部告発をきっかけに発覚

サービス残業があったとして 2006 年度に労働基準監督署から是正指導を受け、支払額が合計 100 万円以上となった企業は 1,679 社に上り、対象労働者数は 182,561 人となっています。支払われた残業代は総額で 227 億円 1,485 万円（労働者一人平均 12 万円）です。ほとんどが内部告発をきっかけに発覚しています。

◆厚生労働省パンフレットを発行

サービス残業を放置することは、不払賃金を支払わなければならないリスクを抱えていることとなります。

このほど厚生労働省は、賃金不払い残業（サービス残業）は重大な労働基準法違反であるとの考えのもと、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（2003 年 5 月策定）について、よりわかりやすく解説したパンフレットを発行しました。その主な内容は次のとおりです。

◆残業解消のために取り組むべき事項

（1）「労働時間適正把」は使用者の責任

「労働時間適正把握」は使用者の責任であり、これを遵守することが重要です。

（2）職場意識の改革

サービス残業の背景に、「サービス残業もやむを得ない」という職場意識・風土があり、これをなくすための取組みを行うことが望まれるとしています。

（3）適正な管理を行うシステムの整備

労働時間を適正に把握するシステムの確立が重要とし、業務体制や業務指示のあり方、「人事労務管理」の見直しが望まれるとしています。

（4）責任体制の明確化とチェック体制

事業場ごとに、労働時間管理についての責任者を明確にし、労使のチェック体制が必要としています。

国民年金の遺族給付について

Q 夫が今年50歳で死亡し、私と15歳の子が残されました。夫は国民年金を30年間納めていましたが、遺族年金はもらえるのでしょうか？

A 夫が国民年金の保険料を25年以上納付していたため、あなたには60歳から65歳の間、寡婦年金が支給されます。また、あなたは子のいる妻であるため、子が18歳になる年度末まで、遺族基礎年金も支給されます。

1 寡婦年金の支給について

第1号被保険者として国民年金の保険料を納付した期間（免除期間含む）が25年以上ある夫が死亡した場合は、夫の死亡の当時生計を維持され、婚姻期間が10年以上ある妻に、寡婦年金が支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けていた場合、または妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は、寡婦年金は支給されません。

支給期間は、妻が60歳から65歳に達するまでの間で、支給額は夫が65歳から受給できた老齢基礎年金額の3/4。

妻が65歳前に受けられる特別支給の老齢厚生年金を受けられるときはどちらか選択になります。

2 遺族基礎年金の支給について

国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格のある人が死亡したときに生計を維持されていた「**子のある妻または子**」には、**遺族基礎年金が支給されます。**

なお、子については18歳に達する年度末まで、または20歳未満で障害等級の1級または2級の障害の状態にある子が対象となります。

支給額は子が1人いる妻 1,020,000円 子のみの場合 792,100円

子が2人以上いる場合の加算額 ・2人目 227,900円 ・3人目以降75,900円/1人

なお、遺族基礎年金が受けられるには死亡した夫が保険料を被保険者期間の3分の2以上納めているか、死亡日の属する月の前々月までの1年間、保険料を納めていること（免除期間でもよい）が必要です。

3 死亡一時金の支給について

死亡一時金は、第1号被保険者として**保険料を支払った期間が3年以上あった人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受け取ることができない場合に支給されます。**遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。寡婦年金と死亡一時金のどちらにも該当する場合は、どちらか一方を選択することになります。

支給額は、保険料納付期間により、12万円から32万円の一時金（付加年金を3年以上納付すると8,500円が加算）が受けられます。

夫死亡

遺族基礎年金	失権	寡婦年金
子のある妻	子 18歳年度末	妻 60～65歳

消費者金融から会社に社員の 借金の支払いが求められたら

◆消費者金融から会社に電話が…

個人的に消費者金融から借金をしていた社員が、返済が滞ったことから3カ月程度の自己の貸金債権を譲渡したらしく、消費者金融から会社に債権（貸金）の支払いを求める電話がかかってくるようになった一。

社員が消費者金融に貸金債権を譲渡したとはいえ、労働基準法には「貸金は、直接労働者に支払わなければならない」という直接払いの原則があります。このようなケースでは、どのように対応したらよいのでしょうか。

◆裁判所の命令がなければできない

社会保険関係の法律では、一般に保険給付の受給権の譲渡を禁止しています。また、労働基準法では、労働者が使用者に対して有する災害補償を受ける権利については譲渡を禁止しています。しかし、貸金については特に規定はありません。したがって、貸金に関しては、譲渡は可能とも考えられます。

しかし、使用者に対し立場の弱い労働者を保護するため、労働基準法では貸金の支払いに関する「直接払いの原則」が定められています。過去の裁判等では、たとえ債権譲渡をしたとしても労働基準法の直接払いの原則を優先するとする裁判例が多く（電電公社小倉電話局事件:最判昭43.3.12

等）、貸金を金融業者に支払うことはできないと考えるのが一般的です。

ただし、民事執行手続により裁判所が差押えを命じた場合は、雇用主は差押命令に応じなければなりません。これは一見、直接払いの原則に反するようにも見えますが問題ありません。借金返済が滞った場合だけでなく、国や地方への税金の滞納も同様です。

◆生活者保護のために差押金額を制限

しかし、給与全額を差し押さえられてしまうと、その社員は生活できません。このため、差押金額は原則、貸金から所得税・地方税・社会保険料等を控除した**手取り賃金額をベースに、賃金の4分の1までとされています。**

標準的な世帯所得を超える高給をもらう人については、政令で定める額を超える部分の全額を差し押さえることができます。標準的な家庭に必要な生活費として33万円を想定し、33万円が4分の3に相当する44万円を線引きをし、**手取り額が44万円を超えていれば、33万円を残してそれ以上の部分はすべて差し押さえられます。**

企業としては、法律に基づく強制執行手続の場合を除き、やはり生活者（労働者）保護の精神を念頭に置いて、労働法規に則り慎重に対応することが肝要です。

●2009年度から雇用保険料率引下げへ

政府・与党は、雇用保険財政に余裕があることから、30日に発表した「新総合経済対策」（追加経済対策）に雇用保険料率の引下げを盛り込んだ。2009年度から、現行の1.2%から0.2~0.4%引き下げる方針。また、雇用強化対策として、「年長フリーターの正規雇用の奨励」「新規雇用の創出」なども盛り込まれた。（10月30日）

●2009年4月から介護報酬を3%引上げへ

政府・与党は、介護労働者の待遇改善のため、2009年4月から介護報酬（介護事業者に支払われるサービスの公定価格）を3%引き上げることを決定し、「新総合経済対策」（追加経済対策）に盛り込んだ。プラス改定は2000年度の介護保険制度発足以来初となる。（10月30日）

●年金記録の訂正未処理が約42万件

社会保険庁が年金記録の訂正申請を受け付けたが年金額が訂正されていない未処理の件数が今年7月末時点で約42万件あることが、同庁のまとめにより明らかになった。受給者らによる訂正申請の増加に事務処理が追いつかないのが原因で、処理体制を強化するとしている。（10月29日）

●厚年・健保の保険料滞納が増加

厚生年金保険と政府管掌健康保険（現在は「協会けんぽ」）の保険料を2007年度に滞納した事業所数が12万3,655件（前年度比14%増）となったことが、社会保険庁の発表で明らかになった。督促しても支払わない事業所への差押件数は1万

2,879件（同18%減）だった。（10月28日）

●「ねんきん定期便」に記録漏れヒントを同封

社会保険庁は、2009年度に実施する「ねんきん定期便」（現役加入者約7,000万人に対して送付）に関して、自分の年金記録の漏れに気付いていない人を対象として、漏れている記録の加入期間を明示する方針を示した。漏れているとされる記録の加入期間を同封して、記録漏れの解消につなげたい考え。（10月26日）

●サービス残業への是正指導 過去最多

残業代を支払わなかったとして労働基準監督署による是正指導を受け、100万円以上の未払い残業代を支払った企業数が2007年度に1,728社（前年度比約3%増）となり、過去最多を更新したことが、厚生労働省の発表で明らかになった。支払総額も過去最多の計272億4,261万円（同約20%増）だった。（10月25日）

●第一生命が派遣社員全員を直接雇用へ

第一生命保険は、約3,200人いる派遣社員全員について、来年4月から直接雇用にすることを明らかにした。傘下の派遣会社（第一生命キャリアサービス）は事業を停止する。現在検討されている労働者派遣法案改正におけるグループ企業内への派遣割合を規制する動きを意識したとみられる。（10月21日）